

舞鶴市建築物等における木材の利用推進に関する基本方針



令和6年8月

舞 鶴 市

(目 次)

- 第1 方針策定の目的
- 第2 用語の定義
- 第3 木材利用促進の意義
- 第4 木材の利用推進に関する基本的事項
- 第5 利用を推進すべき木材
- 第6 建築物等における木材利用の目標
 - (1) 公共建築物における木材利用
 - ア 木造化の推進
 - イ 木質化の推進
 - ウ 木製品の積極的な採用
 - (2) 公共工作物における木材利用
 - (3) 木質バイオマスとしての木材利用
- 第7 木材利用のPRの推進
- 第8 その他

表紙写真

(左) 子育て交流施設あそびあむ 外装 (右) 市立白糸中学校 内装

(方針策定の目的)

第1 この方針は、舞鶴市内の建築物等における木材の利用を推進することにより、大切な森林資源の保全及び再生、並びに継続的な利用を促進し、本市の豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくことを目的として、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)及び法第11条第1項の規定に基づき京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」(令和5年3月京都府策定)を踏まえ、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めるために策定する。

(用語の定義)

第2 この基本方針において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等

法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物(以下「公共建築物」という。)及びその他の建築物、並びに、土木構造物、仮設資材、木製調度品類等の木材の利用を促進するものをいう。

(2) 公共工作物

建築物等のうち、公共の用又は公用に供する工作物をいう。

(3) 木造化

建築物等の柱、はり、けた、小屋組又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。

(4) 木質化

建築物等の内装又は外装における木材利用をいう。

(5) 京都府産木材

原則として京都府産木材認証制度に基づき「京都府産木材認証(ウッドマイレージCO2京の木認証)」を受けた木材とするが、当該木材の使用が困難な場合は恐怖産木材承認制度に基づいた「京都府産木材証明(京の木証明)」を受けた木材とする。

(木材利用促進の意義)

第3 舞鶴市は、東部、西部及び南部に連なる三方の山々で他市町と接し、北部は舞鶴湾及び若狭湾に面した地形で、総面積のおよそ5分の4を森林が占めている。森林面積はおよそ27,000haで、そのうちスギやヒノキなどの人工林が占める割合は約10分の3となっている。

一方で、林業の生産活動は、生活スタイルの変化による木材需要の減少や木材価格の下落、林業者の高齢化や後継者不足等の要因により低迷が続いており、近年においては森林に関心のない森林所有者の増加による間伐の遅れや放置竹林の拡大等、森林を取り巻く環境の悪化に繋がっている。

以上を踏まえ、京都府産木材の利用を促進することにより、森林の適切な整備に繋が

り、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮と資源循環型社会の形成に役立ち、地域の活性化に貢献するものである。

2 建築物等における木材の利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組むこととする。

- (1) 林業の再生を通じた計画的かつ適切な森林整備による木材の持続的生産の推進と、森林の持つ公益的機能の維持及び増進
- (2) 再生利用が容易な木材を原材料としている環境物品等の調達の推進
- (3) 調湿性や断熱性といった木材の特性や、消臭・殺菌効果、衝撃や不快音の吸収など、感覚への効果を活かした人にやさしく快適な公共空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、地球温暖化防止にも貢献するなど、木材の特性を活かした環境への負荷の軽減

(木材の利用推進に関する基本的事項)

第4 建築物等における計画的かつ継続的な木材の利用により、第3に掲げるその促進の意義のほか、木材の品質の確保や生産コストの低減、生産・加工・流通体制の構築に寄与することで、木材に対する更なる需要の拡大を図る。

2 市が整備する建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 木材の利用を推進すべき建築物等は、別表のとおりとする。
- (2) 建築物等の整備に当たっては、可能な限り木材を利用するものとする。
- (3) 建築物等において使用される備品（机、椅子、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を原材料とした物を採用するよう努めるものとする。
- (4) 木造化を推進すべき公共建築物の範囲は、建築基準法(昭和25年法律201号)その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層のものとする。

3 民間事業者が整備する建築物等における木材の利用推進及び普及啓発

市は、木や森を利用することの意義及び京都府産木材の利用等の促進の重要性に対する市民等の理解を深めるため、商品開発や展示会等への出店等の支援等、京都府産木材の利用が広く周知される事業や、森林環境・木育・体験等の活動を推進するとともに、京都府産木材の利用等に関する情報の発信等を通じて民間事業者への普及啓発を図るものとする。

(利用を推進すべき木材)

第5 第4に定める基本的事項に基づき木材の利用を推進する場合においては、京都府産木材の利用を推進する。また、京都府産木材の利用が困難な場合においては、国産材の利用に努めるものとする。

(建築物等における木材利用の目標)

第6 市が整備する建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物における木材利用

ア 木造化の推進

市が公共建築物を新築または改築する場合、第4の2の(4)に該当するもののうち、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

イ 木質化の推進

アに定める木造化が困難な公共建築物を新築又は改築する場合、若しくは既存の公共建築物の改修を行う場合については、床、腰壁、建具等の内装や外装における木質化を積極的に推進するものとする。

ウ 木製品の積極的な採用

机、椅子及び書棚、並びに家具や調度品等について購入する場合は、第5に定める木材を使用した木製品の積極的な採用に努める。

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮し、可能な限り木材の利用を推進するものとする。

(3) 木質バイオマスとしての木材利用

公共建築物へ暖房器具等を設置する場合は、木質燃料を使用する器具の導入について、燃料の安定的な供給量の確保や、器具の維持管理等にかかるコストを考慮した上で検討するものとする。

また、木片コンクリートや木質系舗装等の工業用資材及び農業用の堆肥等、木材のマテリアル利用についての研究に取り組むこととする。

(木材利用のPRの推進)

第7 市は木材の利用を推進することにより、市民が木と触れ合うことができる機会を創出し、市民生活においても木材の利用促進が図られるよう、啓発及び喚起に努めるものとする。

(その他)

第8 この方針に定めるもののほか、木材の利用推進等に関する必要な事項は別に定める。

別表 木材の利用を推進すべき建築物等

種 別	具 体 例
学校施設	幼稚園、小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	公民館、図書館、博物館等
公園施設	管理棟、案内所等
住宅施設	市営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、公共公園工事、農林水産関連工事等における工作物
その他	文化・観光施設、集会施設等